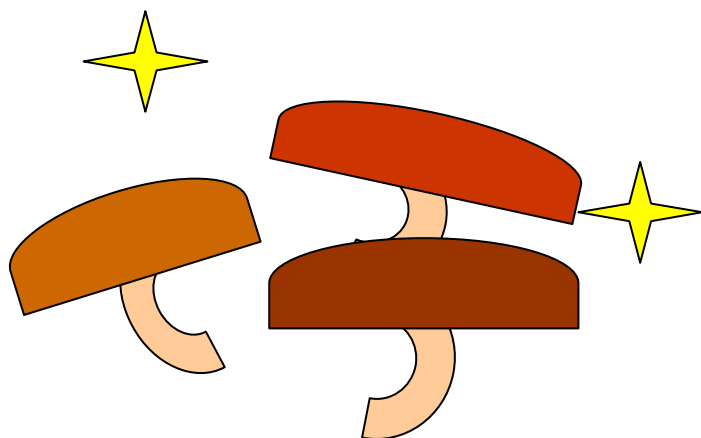


安心確保のためのきのこ生産標準

認証登録の手順と 書類の記入方法



財団法人 日本きのこ研究所

認証登録手順

はじめに：

このたびは、財団法人日本きのこ研究所の作成した、「安心確保のためのきのこ生産標準」の導入を検討していただき、誠にありがとうございます。本標準は、HACCPをベースにしたきのこ生産の衛生管理システムです。認証審査の中で、安全・安心なきのこ生産を行うための衛生管理指導も行います。

この手順書は、認証を申請される方に認証登録までのステップをご説明するものです。ご精読いただき、手続きにお間違えのないようお申し込みください。

(認証登録過程フローシート(23p)を併せてご覧ください)

まず認証登録申請から審査の各段階、認証登録までのプロセスをご説明します。

* (1) などの括弧付き数字は、フローシートの数字と対応しています。

(1) 認証登録申請 (一次書類審査)

- ①認証を申請しようと考えたら、まずは認証取得可能な資格・条件に当てはまるか、標準の内容（認証案内書 P.1）をご確認ください。
- ②当てはまれば、(財)日本きのこ研究所（以下きのこ研）に、申請に必要な書類の請求を FAX 等で行ってください。または、きのこ研 HP にてダウンロードしてください。
- ③折り返し、きのこ研から申請用書類を郵送します（またはプリントアウト）。
- ④認証登録申請書とその他添付書類に記入、捺印し、きのこ研に郵送します。同時に申請料、書類審査料を指定の口座（案内書 P.4）に振り込んでください。
- ⑤きのこ研は入金を確認し、申請書を受理します。
- ⑥きのこ研は認証登録審査会を行い、一次書類審査として、申請書を審査します。

(2) 栽培現況調査票 (二次書類審査)

- ①一次書類審査の結果が合格の場合、次に二次書類審査に移ります。一次書類審査結果通知書とともに、栽培現況調査票とその他書類をきのこ研から送付します。
- ②栽培現況調査票を受理したら、現状を正確に記入してください。また、現状を反映した生産工程図を作成し、併せてきのこ研に郵送してください。
- ③きのこ研は、栽培現況調査票と生産工程図等を受理したら、二次書類審査を行いません。

(3) 講習会

- ①二次書類審査の結果を書面で通知します。合格した場合、次のステップであるきこの研主催の講習会の日時について連絡相談をいたします。通知から約 1 ヶ月以内の日程になります。
- ②標準の本書やガイドブックで内容を予習の上、講習会を受講してください。代表者だけでなく、できる限り多くの方の参加をお願いします。次の標準試行のためには、この講習会の内容の理解が重要となります。講習会は 7 時間程度の内容です。
- ③講習会では、管理手順（管理や記入の方法、ルール）の作成のしかたについても学びます。

(4) 標準試行の準備

- ①講習会后、いよいよ標準の試行期間に入ります。そのための準備としてまず、標準を中心になって進める管理組織を編成してください（本書 P.5, 案内書 P. 1）
- ②講習会の内容を踏まえて、生産工程図、工程別食品危害要因発生の可能性確認表等をもとに、危害リストを作成してください。さらに、危害リストから重要管理点を設定します。そして、前項③で習った管理方法(ルール)の文書化（管理手順書の作成）を行います。さらにその確認方法として記録文書（チェックシートおよび記録帳）も作成してください。（ただし、標準の初期段階としては、文書は簡易的な掲示物や、標準書の転用でも認めることとします。この点は講習会で説明があります。）
- ③このとき、これらの文書（管理手順書、記録帳、チェックシート等）の作成にあたり、きのこ研は必要に応じて助言等いたします。文書を申請者ときのこ研で確認してから、試行を開始します。

(5) 標準の試行

- ①標準の試行は、原木で 3 ヶ月、菌床で 2 ヶ月です。この間前項で作成済みの記録文書（記録帳、チェックシートなど）を用いて、標準の実施状況を記録します。現地審査 1 ヶ月前には、これらの書類をコピーして、提出していただきます。
- ②現地審査の時期を電話連絡で相談・決定します。

(6) 現地審査

- ①現地審査では、これまでの書類に記載された内容が正しいことを確認し、試行期間中の管理記録（記録帳等）も照合し審査を行ないます。
- ②現地審査の日の最後に、審査報告会を行います。指摘事項確認書を 2 部作成

し、申請者ときのか研検査員の両者が署名、捺印し、双方が各一部を保管します。この指摘事項に基づいて、改善または目標設定を行うこととなります。

③きのか研では、現地審査の状況を現地審査報告書で認証登録審査会に報告します。そして認証の可能性について審査します。

(7) 改善措置

①きのか研の認証登録審査会は、審査の結果、認証登録に改善が必須な場合、改善指示書を作成し、送付します。

②申請者はこれにしたがって改善を行い、改善実施書を作成してきのか研に送付してください。

③一方、現時点で認証の基準に到達しており改善が必須要件ではない場合、指摘事項は次年度までの目標となります。この場合は、指摘事項について改善計画書を作成し、きのか研に送付してください。

(8) 現地審査最終報告

きのか研は、改善実施書（または改善計画書）を受け取ったら、現地審査報告とあわせて、最終審査を行います。

(9) 認定通知

審査結果が出たら、きのか研が申請者に文書で通知します。合格ならば、正式に登録するために、認証後業務同意書に記入し、提出してください。

(10) 認証登録準備

①申請者からの認証後業務同意書を受理したら、きのか研から認証登録通知書と、表示票（認証マーク）の清刷を送付します。清刷は、シールや包装への印刷にお使いいただけます。

②認証登録開始日は、きのか研と申請者で相談して決定します（シール等の印刷期間も考慮します）。

③申請者は、きのか研ホームページで公開する生産者情報（写真等）を、きのか研にメールや CD 等のデジタルデータで送付してください。

④きのか研はその生産者情報を編集し、安心確保のためのきのか研生産標準の認証登録生産者としてホームページに掲載します。

(11) 本標準の認証によるきのか研生産実績の報告

認証の範囲となるきのか研にはシールの貼り付け等の表示ができます。ただし、表示票を正しく使用していただくために生産実績の報告が必要です。認証期間

等をどれだけ使用したかを記録しておき、きのこ研の求めに応じて出荷・販売実績報告書と表示票使用実績報告書に正確に記入し、提出してください。

(12) 認証後の現地確認

認証後も、きのこ研は、認証登録生産者に対し、栽培管理状況を適宜確認する権利を有します。きのこ研調査員が訪問する際には、現状をお見せいただくようお願いいたします。

以上が、「安心確保のためのきのこ生産標準」認証の、認証登録のステップです。別紙に「指定書類様式と記入方法」がございます。書類作成についてはそちらを参考になさってください。

また、この認証登録のステップは、よりよいシステム作りのため適宜変更することもございますので、ご了承ください。不明な点等ございましたら、お気軽に(財)日本きのこ研究所の認証担当まで、メール等でお問い合わせいただければ幸いです。ご検討よろしくお願いたします。

書類の記入方法

1. 申請書類と記入方法

認証を申請する方は、下記の指定様式の申請書に必要な事項を記入し、添付資料とともに(財)日本きのこ研究所へ提出して下さい。必要書類一覧は末尾に表で示してあります。また、同時に申請料及び書類審査費用を案内書 P.4 の指定口座へお支払い下さい。

接種原木や菌床を購入してきのこ生産を行う場合には、接種原木や菌床が本標準の管理基準に沿って作られたものでなければなりません(様式 17, 18 に記入される内容が標準に適合すること)。申請にあたり業者に確認して下さい。

(様式 01) 認証登録申請書

認証登録のための申請書です。提出の際には必要な書類を作成し添付して下さい。添付資料の欄に、添付するすべての書類の様式番号と各枚数を記入して下さい。

(様式 02-1 及び 02-2) グループ構成員名簿

グループを構成する者の名簿です。先ず様式 02-1 の構成員記入欄の番号 1 には、共同の出荷場を記入して下さい。2 以下に構成員すべてを記入します。それぞれが行っている工程を区分表により選択し対象工程の欄に記入して下さい。複数の工程を行っている場合は当てはまる全てを記入します。

ほだ木・菌床製造、きのこ生産、共同出荷場の工程毎に管理責任者を選定し管理責任者欄に記入して下さい。

構成員が 7 名を超える場合は様式 02-2 を使用し順次記入します。17 名を超える場合は、様式 02-2 を複写し記入して下さい。なお、構成員に付記する番号は通し番号として下さい。

(様式 03) グループ申請用原木栽培生産設備概要

原木接種・ほだ化の工程を行う人及び、ほだ木作りときのこの生産も行っている人は各自記入して下さい。

(様式 04) 個人申請用原木栽培生産設備概要

原木栽培で個人申請する方の生産設備関連の記入用紙です。原木の手配からほだ木作り、きのこの生産を行う者が記入します。

(様式 05) グループ申請用菌床栽培生産設備概要

菌床の製造工程を行う人及び、菌床の製造工程ときのご生産も行っている人は各自記入して下さい。

(様式 06) 個人申請用菌床栽培生産設備概要

購入菌床のみで生産を行う場合、仕込み工程項目の記入は不要です。

(様式 07) きのこの選別・出荷関連設備

きのこ生産者できのこの選別・包装も行う者及びきのこの共同出荷場の責任者は記入して下さい。

(様式 08) 生産設備配置図

敷地内における主要な設備（接種場、ほだ化ハウス、菌床仕込み設備、培養設備、発生舎、浸水槽、選別・包装設備、保管庫など）の位置を記入した図面を描いて下さい。特に敷地内に廃棄ほだ木、廃棄菌床の置き場がある場合は記入して下さい。また、同敷地内できのこ生産以外の事業（農業、工業など）を営んでいる場合にも記入して下さい。

認証登録更新届け出のときは、生産設備の変更や敷地内環境が著しく変わった場合などに提出して下さい。

(様式 09) 生産施設（前項の生産設備のある敷地）周辺図

施設を中心に半径0.5～1.0kmを目安にして下さい。周辺に畜産施設や工場等がある場合記入して下さい。また、中心施設から離れた場所にあるほだ場なども記入して下さい。

認証登録更新届け出のときは、周辺の状況が著しく変わった場合等に提出して下さい。

(様式 10) 認証登録更新申請書

認証登録を更新する場合に、必要書類とともに提出して下さい。

(様式 11) 審査同意書

認証登録申請にあたっての同意書です。グループでの申請の場合は代表者が、住所、氏名を記入し捺印して申請書に添付して下さい。

(様式 12) 認証後業務同意書

審査終了後提出していただきます。グループでの申請の場合は代表者が、住

所、氏名を記入し捺印して下さい。この同意書の提出をいただいてから認証登録通知書を送付します。

(様式 17) 接種原木内容証明と内容調査への同意書

接種原木やほだ木を購入してきのこ生産を行う場合は、業者に提示し記入・署名・捺印をもらって下さい。この内容が標準に適合するものでなければなりません。

(様式 18) 菌床内容証明と内容調査への同意書

菌床を購入してきのこ生産を行う場合は、業者に提示し記入・署名・捺印をもらって下さい。この内容が標準に適合するものでなければなりません。

2. その他報告書・届出書等

(様式 13) 出荷・販売実績報告書

認証期間中の出荷・販売実績を報告していただきます。(財)日本きのこ研究所より適切な時期に連絡します。記入のうえ送付して下さい。

グループの場合は、きのこ生産を行っている者全員が個別に作成し報告して下さい。また、共同出荷場の管理責任者は共同出荷量を報告して下さい。

(様式 14) 表示票使用実績報告書

認証期間中の表示票使用実績を報告して下さい。(財)日本きのこ研究所より適切な時期に連絡します。記入のうえ送付して下さい。グループの場合は、グループとしての報告です。代表者が作成して下さい。

(様式 15) 認証登録変更申請書

認証登録申請書、対象きのこ及び生産工程に変更が生じた場合関係書類を添付し提出して下さい。

(様式 16) 認証登録中止届出書

認証登録を中止する場合、理由を記入し関係書類とともに提出して下さい。

3. 認証登録申請において必要な書類

栽培方法やグループか個人によって、必要な書類は若干異なります。下記の表を参照し必要な様式に記入し提出して下さい。なお、原木栽培と菌床栽培の両方を行っている場合は、それぞれについて必要な様式に記入して提出して下さい。

認証登録申請必要書類一覧

申請者	必要な指定様式	必要数
個人	(様式 01) <u>認証登録申請書</u> (様式 04) <u>個人申請用原木栽培生産設備概要</u> (様式 06) <u>個人申請用菌床栽培生産設備概要</u> (様式 07) <u>きのこの選別・出荷関連設備</u> (様式 08) <u>生産設備配置図</u> (様式 09) <u>生産施設 (08 の設備のある敷地) 周辺図</u> (様式 11) <u>認証登録審査同意書</u> (様式 17) <u>接種原木内容証明と内容調査への同意書</u> (様式 18) <u>菌床内容証明と内容調査への同意書</u>	1 1 1 1 1 1 1 購入ロット毎に
グループ	(様式 01) <u>認証登録申請書</u> (様式 02-1, 2) <u>グループ構成員名簿</u> (様式 03) <u>グループ申請用原木栽培生産設備概要</u> (様式 05) <u>グループ申請用菌床栽培生産設備概要</u> (様式 07) <u>きのこの選別・出荷関連設備</u> (様式 08) <u>生産設備配置図</u> (様式 09) <u>生産施設 (08 の設備のある敷地) 周辺図</u> (様式 11) <u>認証登録審査同意書</u> (様式 17) <u>接種原木内容証明と内容調査への同意書</u> (様式 18) <u>菌床内容証明と内容調査への同意書</u>	1 1 該当員数 〃 〃 〃 〃 1 購入ロット毎に
個人 グループ	(様式 12) <u>認証後業務同意書</u> 審査終了後認証登録が決まったときに提出	1

生産設備の仕様、生産規模、生産施設の立地環境により、管理対象や管理重要度が、本標準のモデルケースと異なる場合があります。

(財)日本きのこ研究所では申請された内容をもとに検討を行い、「安心確保のためのきのこ生産標準」を実践するための適切な管理方法を考えます。現状を正確に記入して下さい。

青字は記入例、赤字は注意事項です。

安心確保のためのきのこ生産標準

(様式 01)

認証登録申請書

平成19年3月10日

財団法人 日本きのこ研究所 殿

該当する方に○を付けて下さい。

○	○
個人	グループ

住所 群馬県桐生市平井町 8-1

該当する方を記入して下さい。

グループ名 財団きのこ組合
(代表者) 財団一郎



個人 (法人の場合法人名と代表者)
桐生太郎



「安心確保のためのきのこ生産標準」による認証登録を、規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 栽培方法 (該当する方に○を付けて下さい。) と対象のきのこ

○	原木栽培	対象きのこ
○	菌床栽培	対象きのこ 生しいたけ

2. 添付資料 (添付する書類の様式番号と、それぞれについて枚数を記入して下さい。)

様式 01 認証登録申請書		1
様式 06 個人申請用菌床栽培生産設備	菌床栽培	1
様式 07 きのこ選別・出荷関連設備	個人申請の場合	1
様式 08 生産設備配置図		1
様式 09 生産施設(08の設備のある敷地)周辺図		1
様式 11 認証登録審査同意書		1
様式 18 購入菌床内容証明と内容調査への同意書		1

グループ構成員名簿 (様式 02 - 1, 2)、生産設備概要 (様式 03~06)、選別・出荷関連設備 (様式 07)、設備配置図 (様式 08)、周辺図 (様式 09)、認証登録審査同意書 (様式 11)、接種原木内容証明と内容調査への同意書 (様式 17)、購入菌床内容証明と内容調査への同意書 (様式 18) などから必要なもの。

安心確保のためのきのこ生産標準 青字は記入例、赤字は注意事項です。 (様式 02-1)

グループ申請用

グループ構成員名簿

作成日 平成19年03月10日

グループ名	財団きのこ組合	グループ代表者	財団一郎
住所	群馬県桐生市平井町 8-1 TEL 123 45 6781		
※ 管理責任者	菌床製造 財団五郎	共同出荷場 財団四郎	
	きのこ生産 財団二郎		

栽培方法と工程(業務)区分 ()内は認証登録申請に必要な添付書類様式番号

	ほだ木又は菌床製造	きのこの生産	個人選別包装*1	共同出荷場*2
原木栽培	① (03, 08, 09)	② (03, 08, 09)	③ (07)	⑦ (07, 08, 09)
菌床栽培	④ (05, 08, 09)	⑤ (05, 08, 09)	⑥ (07)	

*1 個人選別包装とは、きのこ生産を行う構成員が個人できのこを選別・小分け・包装する工程を有している場合をいう。

*2 共同出荷場とは、構成員が生産したきのこを集荷・選別・小分け・包装し共同出荷する場所。

上記工程区分表の該当する工程の番号(①~⑦)を右の対象工程欄に全て記入して下さい。

例:個人でほだ木作りからきのこの生産、選別包装を行っている場合対象工程は①, ②, ③となる。

1	共同出荷場	対象工程
	氏名(管理責任者) 財団四郎 TEL 123 45 6784	⑦
	住所 群馬県桐生市平井町 8-3	
2	氏名 財団五郎 TEL 123 45 6785	対象工程
	住所 群馬県桐生市平井町 9-1	④
3	氏名 財団二郎 TEL 123 45 6782	対象工程
	住所 群馬県桐生市平井町 9-6	④ ⑤ ⑥
4	氏名 財団三郎 TEL 123 45 6783	対象工程
	住所 群馬県桐生市平井町 10-1	⑤
5	氏名 財団六郎 TEL 123 45 6786	対象工程
	住所 群馬県桐生市平井町 10-2	⑤
6	氏名 財団一郎 TEL 123 45 6781	対象工程
	住所 群馬県桐生市平井町 8-1	⑤
7	氏名 記入欄が足りない場合は、(様式 02-2)を利用して下さい。 TEL	対象工程
	住所	

※ ほだ木・菌床製造、きのこ生産、共同出荷場の工程毎に管理責任者を選定して下さい。

安心確保のためのきのこ生産標準 青字は記入例、赤字は注意事項です。 (様式 02-2)

グループ申請用

グループ構成員名簿

作成日 平成19年03月10日

グループ名	グループ代表者	
* 氏名 (様式 02-1) に記入しきれない場合利用して下さい。	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	
氏名	TEL	対象工程
	住所	

※ ほだ木・菌床製造、きのこ生産、共同出荷場の工程毎に管理責任者を選定して下さい。

* 各構成員には通しの番号を付記して下さい。

安心確保のためのきのこ生産標準 青字は記入例、赤字は注意事項です。 (様式 03)

原木栽培生産設備概要

グループ申請用 生産者毎に作成して下さい。

作成日 平成19年03月10日

生産者名	財団三郎	所属するグループ名を記入して下さい。 グループ名	財団きのこ組合
------	------	-----------------------------	---------

生産施設	摘 要		
ほだ場	4	箇所	総面積 2,000 (坪・㎡)
浸水槽	2	冷水機の有無 有り	ほだ木収容本数 一度に浸水できる最大数を記入して下さい。 1,000 本
発生ハウス	2	棟	総面積 400 (坪・㎡)
その他のハウス	3	棟	総面積 600 (坪・㎡)

保有ほだ木本数 (自植分)	20,000 本	前年度きのこ出荷量	生しいたけ	10 t
				t
保有ほだ木本数 (購入分)	5,000 本	対象期間 H18年01月 ~ H18年12月		t
				t

*直近2年分の自植あるいは購入接種原木の本数

きのこ生産に 使用する水	水道水 井戸水(地下水) その他() 井戸水(地下水)の場合重金属の分析値が必要になります。 周辺環境によっては水道水以外の場合、感染症を引き起こす原虫などの確認が必要な場合があります。
-----------------	--

*生産工程や施設によって使用水が異なる場合は、工程ごとに使用水を記入する。

きのこ用農薬の使用	使用していない 使用することもある いつも使用している
-----------	-----------------------------

作業従事者数	15 人
--------	------

本生産地内で他の農業、工業などを営まれている場合は下欄に記入して下さい。

きのこ生産以外の事業規模及び内容 該当しない場合は「なし」と記入して下さい。	
畜産	なし 該当する場合 飼育している家畜及び飼育数を記入して下さい。
水田	なし 該当する場合面積を記入して下さい。
畑作	なし 該当する場合面積を記入して下さい。
その他 ()	なし 該当する場合事業内容と、その業が占める面積を記入して下さい。

原木栽培生産設備概要

個人申請用

作成日 平成19年03月10日

氏名	桐生太郎			TEL 123 45 6789	
生産施設	摘要				
ほだ場	4	箇所	総面積	2,000	(坪・m ²)
浸水槽	2	槽	冷水機の有無	有り	ほだ木収容本数 一度に浸水できる最大数を記入して下さい。 1,000 本
発生ハウス	2	棟	総面積	400	(坪・m ²)
その他のハウス	3	棟	総面積	600	(坪・m ²)
保有ほだ木本数 (自植分)	20,000	本	前年度きのこ出荷量 対象期間	生しいたけ	10 t
保有ほだ木本数 (購入分)	5,000	本		H18年01月 ~ H18年12月	t

*直近2年分の自植あるいは購入接種原木の合計本数

きのこ生産に 使用する水	水道水 <u>井戸水(地下水)</u> その他() 井戸水(地下水)の場合重金属の分析値が必要になります。 周辺環境によっては水道水以外の場合、感染症を引き起こす原虫などの確認が必要な場合があります。
-----------------	---

※生産工程や施設によって使用水が異なる場合は、工程ごとに使用水を記入する。

きのこ用農薬の使用	使用していない <u>使用することもある</u> いつも使用している
-----------	------------------------------------

作業従事者数	14 人
--------	------

本生産地内で他の農業、工業などを営まれている場合は下欄に記入して下さい。

きのこ生産以外の事業規模及び内容		該当しない場合は「なし」と記入して下さい。
畜産	なし	該当する場合 飼育している家畜及び飼育数を記入して下さい。
水田	なし	該当する場合面積を記入して下さい。
畑作	なし	該当する場合面積を記入して下さい。
その他 ()	なし	該当する場合事業内容と、その業が占める面積を記入して下さい。

安心確保のためのきのこ生産標準 **青字**は記入例、**赤字**は注意事項です。 (様式 05)

グループ内の菌床製造部門から菌床栽培生産設備概要 生産者毎に作成して下さい。
 グループ申請用 菌床の供給を受けて、あるいは菌床製造業者から菌床を購入しきのこの生産を行う生産者は菌床製造に関する項目の記入は不要です。 作成日 平成19年03月10日

生産者又は管理責任者名	財団二郎 (財団五郎)	グループ名	所属するグループ名を記入して下さい。 財団きのこ組合
-------------	----------------	-------	-------------------------------

(逆にグループの菌床製造部門の場合は、菌床製造生産施設に関する項目以外の記入は不要です。)			
摘 要			
培地混合機	設置台数 2 台	最大調製量	2000×2 (kg・m ³)
殺菌釜	設置台数 2 台	容積	10×2 m ³
放冷室	面積 40 (坪・m ²)	殺菌灯の有無	15W × 5灯 有り
接種室	面積 40 (坪・m ²)	殺菌灯の有無	前室 5 (坪・m ²)
	接種機の有無 2 台 有り	清浄機の有無	殺菌灯の有無 有り
培養(専用)室 (ハウス)	10 棟	総面積 2000 (坪・m ²)	取容菌床数 150,000 空調方式* ③
発生室 (ハウス)	10 棟	総面積 2000 (坪・m ²)	取容菌床数 150,000 空調方式* ③

* 空調方式 ①：冷房・暖房完備，②夏季冷房のみ，③：冬季暖房のみ，④：なし

年间接種菌床数	450,000 個	前年度きのこ出荷量 対象期間 H18年01月～H18年12月	生しいたけ	180 t
年間購入菌床数	0 個			t

きのこ生産に使用する水	水道水 井戸水(地下水) その他()
-------------	---------------------------

井戸水(地下水)の場合重金属の分析値が必要になります。周辺環境によっては水道水以外の場合、感染症を引き起こす原虫などの確認が必要な場合があります。

※生産工程や施設によって使用水が異なる場合は、工程ごとに使用水を記入する。

農薬の使用	使用していない	使用することもある	いつも使用している
-------	---------	-----------	-----------

作業従事者数	25 人
--------	------

本生産地内で他の農業、工業などを営まれている場合は下欄に記入して下さい。

きのこ生産以外の事業規模及び内容		該当しない場合は「なし」と記入して下さい。
畜産	なし	該当する場合 飼育している家畜及び飼育数を記入して下さい。
水田	なし	該当する場合面積を記入して下さい。
畑作	なし	該当する場合面積を記入して下さい。
その他(食品加工場)	きのこ缶詰製造	200 m ²

安心確保のためのきのこ生産標準 青字は記入例、赤字は注意事項です。 (様式 06)

菌床栽培生産設備概要

個人申請用 菌床製造業者から菌床を購入し、きのこの生産を行う生産者は菌床製造に関する項目の記入は不要です。桐生太郎 作成日 平成19年03月10日

氏名	TEL 123 45 6789
----	-----------------

生産施設	摘 要			
培地混合機	設置台数 2 台	最大調製量 2000×2 (kg・m ³)		
殺菌釜	設置台数 2 台	容積 10×2 m ³		
放冷室	面積 40 (坪・m ²)	殺菌灯の有無 有り 15W × 5灯		
接種室	面積 40 (坪・m ²)	殺菌灯の有無 有り	前室 5 (坪・m ²)	殺菌灯の有無 有り
	接種機の有無 有り 2 台	清浄機の有無 有り	接種はクリーンベンチ使用 室内は中性能フィルター装備	
培養(専用)室 (ハウス)	10 棟	総面積 2000 (坪・m ²)	収容菌床数 150,000	空調方式* ③
発生室 (ハウス)	10 棟	総面積 2000 (坪・m ²)	収容菌床数 150,000	空調方式* ③

* 空調方式 ①：冷房・暖房完備，②夏季冷房のみ，③：冬季暖房のみ，④：なし

年间接種菌床数	450,000 個	前年度きのこ出荷量	生しいたけ	180 t
				t
年間購入菌床数	0 個	対象期間 H18年01月～H18年12月		t
				t

きのこ生産に使用する水	水道水 井戸水(地下水) その他()
-------------	---------------------------

井戸水(地下水)の場合重金属の分析値が必要になります。
周辺環境によっては水道水以外の場合、感染症を引き起こす原虫などの確認が必要な場合があります。

※生産工程や施設によって使用水が異なる場合は、工程ごとに使用水を記入する。

農薬の使用	使用していない	使用することもある	いつも使用している
-------	---------	-----------	-----------

作業従事者数	25 人
--------	------

本生産地内で他の農業、工業などを営まれている場合は下欄に記入して下さい。

きのこ生産以外の事業規模及び内容 該当しない場合は「なし」と記入して下さい。	
畜産	なし 該当する場合 飼育している家畜及び飼育数を記入して下さい。
水田	なし 該当する場合面積を記入して下さい。
畑作	なし 該当する場合面積を記入して下さい。
その他(食品加工場)	きのこ缶詰製造 200 m ²

安心確保のためのきのこ生産標準 **青字**は記入例、**赤字**は注意事項です。 (様式 07)

グループの場合、選別・包装 きのこ選別・出荷関連設備
を行う生産者は作成して下さい。

(共同出荷場の場合管理責任者が作成して下さい。)

作成日 平成19年03月10日

所属するグループ名
(個人の場合空欄になります。)

生産者又は 管理責任者名	財団二郎 (財団四郎)	グループ名	財団きのこ組合
-----------------	----------------	-------	---------

きのこ選別・包装・保管・出荷施設			
選別・包装室	200 (坪・ m^2)		
コンベアー	設置台数	2	台
計量機	設置台数	2	台
包装機 (シール・ラッピングなど)	設置台数	2	台
保冷库	設置台数	2	台
		面積・容積	6×2 (坪・ m^2 ・ m^3)
年間処理量	200 (t)		
付属設備(設備を有している場合記入) 設備がない場合は「なし」と記入して下さい。			
事務所	40 (坪・ m^2)		
休憩室	40 (坪・ m^2)		
食堂	40 (坪・ m^2)		
トイレ	仕様	水洗	その他

特記事項 認証対象外のきのこも扱うという場合はここに記入して下さい。

非認証生産者からきのこを仕入れ、選別・包装、出荷することがある。

生産設備配置図

作成日 平成19年03月10日

グループの菌床製造部門や共同出荷場の場合は、その(管理責任者)が作成して下さい。

所属するグループ名
(個人の場合空欄になります。)

生産者又は 管理責任者名	財団二郎 (財団四郎)	グループ名	財団きのこ組合
-----------------	----------------	-------	---------

施設内における各設備の配置図



方位を意識し分かりやすく、きのこ生産にかかわる設備はもれなく記入して下さい。特に廃棄ほだ木や廃棄菌床の置き場は必ず記入して下さい。
共同出荷場の場合、集荷場、選別・包装ライン、保管、出荷の設備の配置が分かるように記入して下さい。


生産施設周辺図

グループの菌床製造部門や共同出荷場の場合

作成日 平成19年03月10日 作成日

生産者又は 管理責任者名	は、その(管理責任者)が作成して下さい。 財団二郎 (財団四郎)	グループ名	所属するグループ名 (個人の場合空欄になります。) 財団きのこ組合
-----------------	--	-------	---

施設周辺の環境図（特に、近くに畜産施設や工場などがある場合記入する）
 住居地、農地（水田や畑など）、畜産場（畜舎の位置）、原野、森林など土地利用状況が分かるように記入してください。

N


内容をよくご確認のうえ、署名捺印して下さい。
この同意書がないと審査ができません。

青字は記入例、赤字は注意事項です。

安心確保のためのきのこ生産標準

(様式 11)

認証登録審査同意書

認証申請を行うにあたり下記の事項について同意します。

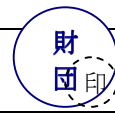
- 1.安心確保のためのきのこ生産標準認証システムについて、趣旨を理解し、規定その他によって決定される一切のことに従います。
- 2.審査に要した費用については、認証の可否に関わらず、請求に従って支払います。
- 3.申請書には、ありのままを記入し虚偽の記入は行いません。
- 4.申請書についての質問には、誠意をもって回答します。
- 5.改善指導に対しては、真摯に取り組みます。
- 6.審査にあたり、必要な場合施設内に立ち入ることあるいは利用することを認め、便宜を図ります。
- 7.審査に必要な書類やデータについて、要求があれば速やかに提出します。
- 8.審査の過程で問題が発生した場合、誠意をもって協力し合い、問題の解決に努めます。

平成19年3月10日

該当する方を記入して下さい。

グループ申請者 グループ名 財団きのこ組合

代表者名 財団一郎



個人申請者 氏名 桐生太郎
(法人の場合法人名と代表者名)



住所 群馬県 桐生市 平井町 8-1
(Tel) 123 45 6781

内容をよくご確認のうえ、署名捺印して下さい。
この同意書がないと認証登録ができません。

青字は記入例、赤字は注意事項です。

安心確保のためのきのこ生産標準

(様式 12)

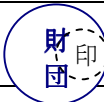

認証後業務同意書

安心確保のためのきのこ生産標準認証後の業務実施にあたり下記の事項について同意します。

1. 安心確保のためのきのこ生産標準認証システムについて、趣旨を理解し決められたことを遵守します。
2. 認証に関する定められた費用については、所定の方法で納入します。
3. 表示票の使用に当たっては、当該生産システムで生産されたきのこ以外には使用しません。
4. (財)日本きのこ研究所より改善要求事項が提示されたとき、あるいは書類等の提出要求があったときは、速やかに対応します。
5. 認証後、認証内容に変更がある場合は、速やかに届け出を行い(財)日本きのこ研究所の指示に従います。再審査などが必要となり、費用が生じたときはこれを負担します。
6. 出荷されたきのこに対する苦情等については、認証の有無に関わらず自らの責任において適切な処置を行います。
7. 安心確保のためのきのこ生産標準認証によるきのこ生産を中止する場合や、事業を廃止する場合は速やかに届け出ます。
8. 認証業務に関して何らかの問題が生じた場合、誠意をもって(財)日本きのこ研究所と協力し問題解決を行います。

平成19年3月10日

該
当
す
る
方
を
記
入
し
て
下
さ
い。

グループ申請者	グループ名	財団きのこ組合	
	代表者名	財団一郎	
個人申請者	氏名	桐生太郎	
(法人の場合法人名と代表者名)			

住 所 群馬県 桐生市 平井町 8-1
(Tel) 123 45 6781

接種原木内容証明と内容調査への同意書

(様式 17)

ほだ木販売業者が記入

青字は記入例、赤字は注意事項です。

(2月10日) 出荷の (接種原木 2000本) について、その内容が以下の通りであることを証明いたします。

原木産地	原木は国産で産地(県)は以下の通りです。		
	群馬県		

*産地不明の場合、重金属の分析結果を添付します。

ほだ化での散水 (使用した水に○)	水道水			
	河川水 (水道水の取水されている河川で取水口より上流域の水)			
	沢水 (水源環境が安定していて農薬・化学物質等の流入は通常起こりえない沢水)			
	地下水 (重金属の分析済み(分析日H19年2月1日) 下欄に分析値記入)			
地下水の場合	鉛(0.01 mg/l)	水銀(0.0005 mg/l)	カドミウム (0.01 mg/l)	ヒ素(0.01 mg/l)

分析機関作成の検査表のコピーを提出して下さい。

きのこ用農薬	(使用の場合記入)	使用した農薬名	使用なし
	農薬取締法を遵守したことを認めます。 印		

伏せこみ環境	飛散・残留農薬を避けるために、以下の対策を講じました。			楢木印
	はい	いいえ	ほだ場では、除草剤を使用していない。	
	はい	いいえ	ほだ場は農耕地から50m以上離れている。	
	はい	いいえ	ほだ場・原木を遮蔽ネットで覆う等の処置をした。	
	その他(具体的に)		特になし	

上記記載内容について、(財)日本きのこ研究所の求めに応じて、必要書類の提出や調査することに同意いたします。

以上、相違ありません。

平成19年3月1日

代表者氏名

楢木 誠三



ほだ木や接種原木などを購入する際に必要です。ほだ木等の製造業者が原木や製造工程について証明するもので、日本きのこ研究所の調査にも応じるとの同意書でもあります。

菌床内容証明と内容調査への同意書

(様式 18)

菌床販売業者が記入

菌床を購入する際に必要です。菌床製造業者が菌床の製造原料や工程を証明するもので、日本きのこ研究所の調査にも応じるとの同意書でもあります。

(2月10日) 出荷の (富富 2000個) について、その内容が以下の通りであることを証明いたします。

青字は記入例、赤字は注意事項です。

基材	原料の原木は国産で産地(県)は以下の通りです。		
基材名	広葉樹おが粉	広葉樹チップ	
原木産地	群馬県	群馬県	

*産地不明の場合、重金属の分析結果を添付します。

栄養材	原料が外国産の場合は、産地(原産国)を確認できる書類を有しており、求めに応じて提出できます。		
米ぬか・ふすまなど			

添加材	各原料について、規格が①食品または食品由来物②食品添加物③有機農産物JAS別表1,3記載品のいずれかであることを確認しています。		
硫酸カルシウムなど			

農薬	使用した農薬名	使用なし	
(使用の場合記入)	農薬取締法を遵守したことを認めます。 印		

仕込み水	(水道水 地下水) を使用しました(地下水は重金属分析済みです)。			
地下水の場合	鉛(0.01 mg/l)	水銀(0.0005 mg/l)	カドミウム(0.01 mg/l)	ヒ素(0.01 mg/l)

分析日 平成19年2月1日 分析機関作成の検査表のコピーを提出して下さい。

培養袋	材質 (ポリプロピレン)
------------	--

衛生管理	「安心確保のためのきのこ生産標準」の衛生管理標準に従って製造された菌床であることを証明します。 菌床印
-------------	--

上記記載内容について、(財)日本きのこ研究所の求めに応じて、必要書類の提出や調査することに同意いたします。

以上、相違ありません。

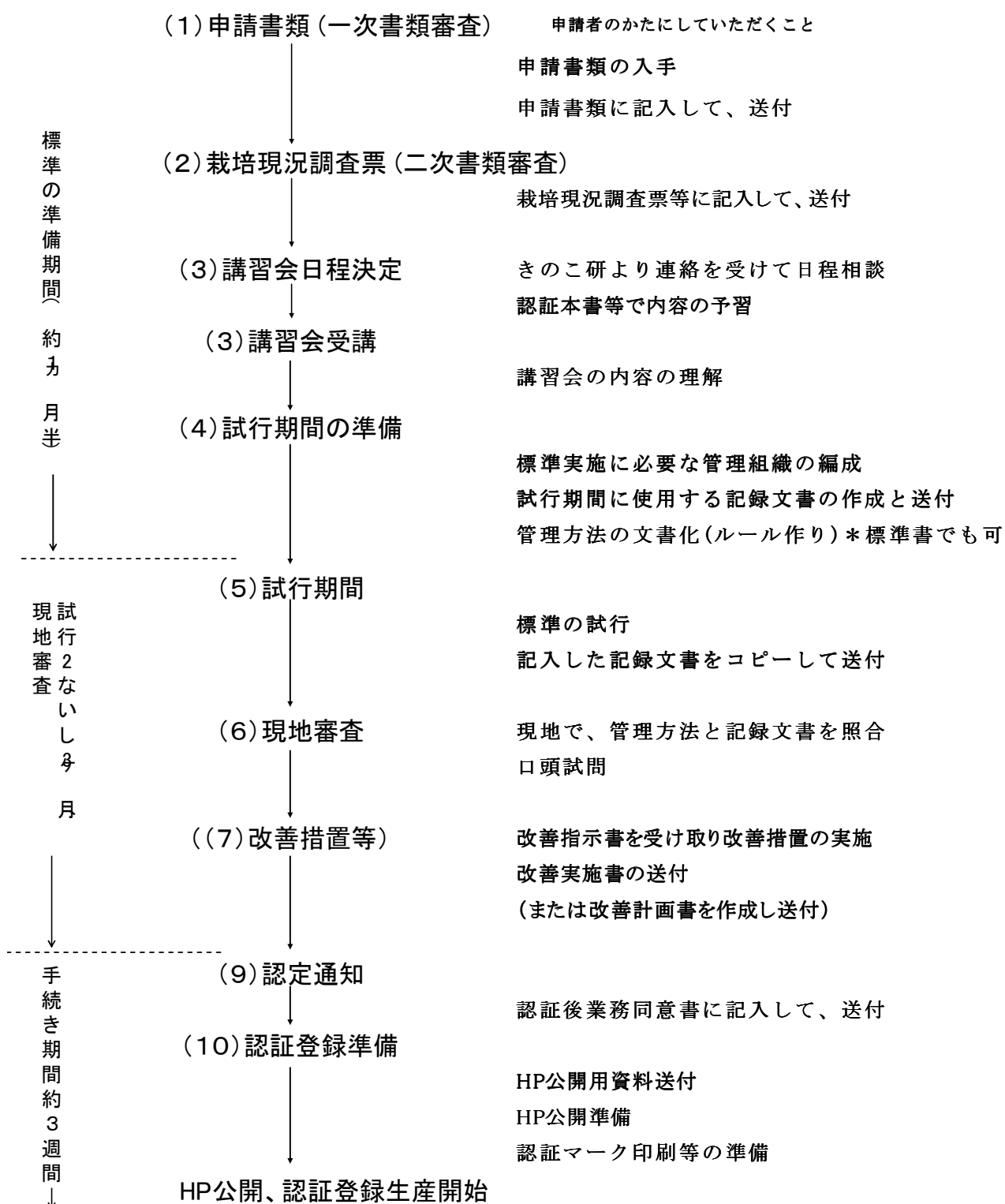
平成19年3月1日

代表者氏名

菌床 誠三



認証登録過程のフローシート



ここから1年間が認証の期限です。更新の場合は、期限終了の3ヶ月前に申請してください。

(11) 認証期間中には、認証マークを使用した実績の報告が必要です。

(12) また認証登録後に現地確認をさせていただくこともあります。